

兵庫県立加古川医療センター一般廃棄物収集運搬処理業務委託仕様書

1 委託業務

(1)業務内容

当センター(病院だけでなく、敷地内にある付属施設を含む)で日常発生する一般廃棄物(生ごみ、一般可燃ごみ、段ボール等の古紙)を毎日定時に回収し、処理施設に運搬を行うことを業務とする。

(2)業務量

発生量(処理必要量)：約 400kg～約 500kg / 1日、12,600 kg / 月、150,800 kg / 年

生ごみ(厨芥処理室)

一般ごみ(一般廃棄物集積所[室内])

段ボール等の古紙(一般廃棄物集積所[室外])

その他の可燃ごみ(一般廃棄物集積所[室外])

は、ビニール袋詰めによる包装状態。

は、資源として処理することが望ましい。

産業廃棄物にあたるプラスチック類、缶、びん、ペットボトル、金属類、ガラス・陶磁器類ガラ大型ゴミ、医療廃棄物(感染性廃棄物)については、委託業務の対象としない。ただし、木くず、古布は、業務内容に含む。

排出量については見込みであり、業務状況及び甲の方針変更などにより変動するものである。

(3)留意事項

回収時に落下、散乱した廃棄物がある場合は、適宜清掃し清潔な状態におくこと。

産業廃棄物や感染性廃棄物が収集袋に混在していることが明らかである場合は、回収及び運搬を不要とするが、周囲に散在しないなど適切な処置をした上で院内清掃担当者へその旨の連絡を行うこと。

運搬先の処理施設は、原則として東播臨海広域クリーンセンターとするが、資源としてリサイクルする場合は、別に再生事業者等へ委託することも可とする(この場合は、契約時にその旨を報告すること)。なお、処理手数料等処理にかかる費用は、事業者の負担とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係法令に従い、適切に処理を行うこと(再委託の禁止等)。

当センターの担当者が、適正なごみ処理を行うため、ごみの収集量や処理に関する情報等について問い合わせをした場合は、内容に応じ、必要な調査及び報告を行うこと。

2 回収場所

兵庫県立加古川医療センター本館地下1F(一般廃棄物集積所・厨芥処理室)

厨房から排出される生ごみは厨芥処理室に、それ以外のごみは一般廃棄物集積所へ、院内業者により、集積される。

3 委託期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

ただし、期間終了にあたって業務の履行状況を確認し、業務継続が適当と判断した場合は、更に1

年間同一の条件で委託を更新する場合があります、その翌年度も同様に更新する場合があります（最長：令和9年3月31日まで）。

4 回収時間

生ごみ及び一般可燃ごみについては、原則として、早朝から午前9時までに回収を終えること。段ボール等古紙については、午前中に回収すること。

5 回収を不要とする日

日曜日、祝祭日、年末年始等の診療休業期間

（なお、ごみの回収量から判断し、これらの日に回収することもできる。）

6 支払方法

毎月月末に、落札金額を12等分した金額に消費税額を加算した額を記載した請求書を当センターの担当者に提出する。

当センターは、請求内容が適正であるか確認の後、翌月末に、口座振替により支払う。

7 業務管理上の留意事項

- (1) 受託者は、事前に業務責任者及び業務従事者の氏名を記載した名簿を提出すること。また、変更する場合も同様とする。
- (2) 受託者は、常に業務従事者の健康に留意し、各業務従事者が感染の恐れのある疾患等に罹患したときは、当該者を業務に従事させてはならない。
- (3) 業務の適正な実施及び当センター内の秩序維持の観点から、院長が業務従事者を不相当と判断した場合は、その変更を命ずることができる。
- (4) 業務遂行にあたり、法定されている事項、一定水準の業務を行うために必要不可欠な事項に対応する費用については、受託者側が負担する。
- (5) 業務中は、交通事故、物損その他事故防止に十分留意し、センター内施設又は第三者に損害を与えた場合は、受託者においてその賠償責任を負う。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、契約時及び必要時に当センター側と協議のうえ定める。